支払期日　平成24年７月10日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行梅田支店
振出日　平成24年４月10日
振出地　大阪市港区
振出人　株式会社日邦　代表取締役　居場　嘉彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第４９１号
札幌市豊平区平岸１条13丁目６番10―101号
申立人　米山　誠一
本籍北海道札幌市豊平区中の島１条１丁目５番、最後の住所札幌市豊平区中の島１条１丁目５番１―401号
不在者　米山田鶴子
昭和３年１月２日生
公示催告期間満了日　平成25年１月18日
札幌家庭裁判所

平成２３年（家）第７６６号
宮城県宮城郡利府町青山３丁目37番地５
申立人　阿部ゑわ子
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　阿部　武雄
昭和６年12月７日生
公示催告期間満了日　平成25年１月31日
仙台家庭裁判所

平成２４年（家）第７７号
神奈川県横浜市金沢区六浦３丁目31番32号
申立人　粕谷香央里
本籍神奈川県小田原市入生田475番地６、最後の住所神奈川県小田原市入生田475番地長寿園Ｄ303
不在者　鶴田　明男
昭和６年６月６日生
公示催告期間満了日　平成25年１月20日
横浜家庭裁判所小田原支部

平成２４年（家）第８４８号
神奈川県相模原市緑区二本松１丁目11番３号
申立人　三村　俊親
本籍京都市右京区太秦安井北御所町２番地の27、最後の住所大阪市中央区谷町６丁目６番５号
不在者　芝野　惠子
昭和22年８月30日生
公示催告期間満了日　平成25年１月31日
大阪家庭裁判所

平成２４年（家）第９２号
京都府宇治市木幡畑山田28番地の24
申立人　重村　浩一
本籍鹿児島市真砂町７番地12、最後の住所鹿児島市郡元町2699番地
不在者　重邑ヨシヱ
大正13年10月５日生
公示催告期間満了日　平成25年１月31日
鹿児島家庭裁判所

平成２４年（家）第６３７号
宮城県柴田郡川崎町大字前川字中町88番地
申立人　田中　純一
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所東京都新宿区若葉１丁目１番地２
不在者　田中　定義
昭和29年９月17日生
公示催告期間満了日　平成25年１月25日
東京家庭裁判所

平成２４年（家）第１４７号
千葉県野田市堤台438番地の87
申立人　三井こと　金　　吉男
国籍大韓民国、最後の住所神奈川県横須賀市坂本町１丁目17番地
不在者　三井こと　金　　實
西暦1950年３月24日生
公示催告期間満了日　平成25年１月14日
横浜家庭裁判所横須賀支部

平成２４年（家）第１０３号
静岡県島田市稲荷２丁目８番48号
申立人　松林　　等
本籍静岡県島田市稲荷２丁目８番、最後の住所東京都北区上中里１丁目47番34号
不在者　松林　　豊
昭和27年10月16日生
公示催告期間満了日　平成25年１月15日
静岡家庭裁判所島田出張所

失踪宣告

平成２３年（家）第４７１号
本籍岩手県紫波郡矢巾町大字下矢次第５地割20番地、最後の住所東京都江戸川区松島４丁目27番地10号
不在者　長沼　宏篤
昭和30年10月30日生
平成24年６月６日失踪宣告審判確定
盛岡家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第３９２号
本籍山形県東根市大字郡山679番地２、最後の住所山形県東根市大字郡山679番地の２
不在者　佐藤　　忍
昭和８年４月19日生
平成24年６月２日失踪宣告審判確定
山形家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第４００９号
本籍新潟県長岡市東神田町1150番地ノ１、最後の住所不明
不在者　久保田ハツ
明治39年２月１日生
平成24年６月７日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第５２６６号
本籍茨城県常陸大宮市野田1182番地、最後の住所東京都板橋区板橋町４丁目1167
不在者　岡　　正惠
昭和６年12月１日生
平成24年６月７日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第２０７１号
本籍東京都目黒区目黒３丁目533番地、最後の住所横浜市栄区中野町1075番地の33
不在者　久保　圭司
昭和16年10月１日生
平成24年６月２日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第３０４号
本籍神奈川県小田原市中村原168番地４、最後の住所アメリカ合衆国カリフォルニア州92630エルトロシェーン通り26636
不在者　善波代志美
昭和29年４月５日生
平成24年６月６日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５７３号
千葉県市川市市川南３丁目12番Ｃ―307号
債務者　有限会社カントーシーリングサービス
代表者取締役　縫田　雅幸
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤美香保
４　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午前10時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５６号
最後の住所札幌市西区西野５条７丁目８番１号
債務者　亡田邊全相続財産
相続財産管理人　柴崎　泰斗
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　和征
４　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５０号
神奈川県座間市相模が丘２丁目７番12号　ミツコマンション101号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県愛甲郡愛川町中津2153番地の４
債務者　有限会社睦工事
代表者代表取締役　楠　　睦
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇田川　隼
４　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後３時
横浜地方裁判所相模原支部